

議 案 第 352 号

株式の売払いについて

次の株式を売り払う。

株式の銘柄 株式会社 大阪マーチャンダイズ・マート

株 数 750,000株

売払い金額 1,143,000,000円

平成26年11月 21 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

本市所有株式を京阪電気鉄道株式会社に売り払うため、地方自治法第96条第2項の規定による
議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する
条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、別に定めがあるもののほか、株式の売払いでその予定価格が100,000,000円以上のものとする。